

## **【事案Ⅲ－１】自然災害共済金請求**

・2023年7月19日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、台風と地震により被害を受けた自宅外壁を補償対象として自然災害共済金が支払われるべきであるとし、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、2021年10月発生 of 台風被害と2022年3月発生 of 地震被害について自然災害補償付火災共済の自然災害共済金として、5,259,170円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 2021年10月の台風により申立人所有の自宅家屋の外壁が損壊した。近隣の修理業者に修繕費用を見積もってもらったところ、954,861円との提示を受けた。2022年3月の地震により申立人所有の自宅家屋の外壁が損壊した。近隣の修理業者に修繕費用を見積もってもらったところ、4,304,309円との提示を受けた。
- (2) 被申立人に共済金請求をしたところ、本件家屋は経年劣化であるとの通知のみであった。
- (3) 以下の理由から、経年劣化を理由とした被申立人の決定には不服である。
  - ① 被申立人から雨漏れ箇所を指摘され自費で修理したが、改善されなかった。
  - ② 本件台風被害の半年前に隣の外壁を共済金で修理できて、本件台風被害は共済金が支払われないのが不服である。
  - ③ 2011年3月11日の東日本大震災の時に被申立人の指導のもと地震災害の修理をして、それから少しずつ劣化していたところに台風被害、地震の被害が発生し雨漏れ、地震クラックが入って被害が発生したものである。経年劣化はこれまでの経過であり、本件損害はあくまでも台風、地震が原因である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人は「被申立人から雨漏れ箇所を指摘され自費で修理したが、改善されなかった。」と主張するが、共済金支払可否の判断理由とはなり得ず、申立人の主張は失当である。
- (2) 申立人は「本件台風被害の半年前に隣の外壁を共済金で修理できて、本件台風被

害は共済金が支払われないのが不服である。」と主張するが、鑑定結果を踏まえると、今回の台風被害ではないとの判断であり、申立人の主張は失当である。

(3) 申立人は「経年劣化と言われても、2011年3月11日の東日本大震災の時に被申立人の指導のもと地震災害の修理をして、それから少しずつ劣化していたところに台風被害、地震の被害が発生し雨漏れ、地震クラックが入って被害が発生した。経年劣化はこれまでの経過であり、本件損害はあくまでも台風、地震が原因である」と主張するが、鑑定結果を踏まえると、2021年10月の台風による損害箇所はないこと、また、2022年3月の地震による損害と認定された箇所の損害割合は0.24%であり、地震等に係る共済金の支払事由を充たしていないことから、申立人の主張は失当である。なお、東日本大震災の際に損害査定は行ったが、修理の指導は行っていない。

### <裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

当審議会が鑑定を依頼した第三者機関からは、本件建物に本件台風に起因する物的損害は認められず、本件地震による損害の損害割合は最大で0.568%であって、約款・事業規約において支払事由として定められている損害割合の大きさである5%に達していない、旨の意見が示されたが、当該の意見の結論については、専門的な知見を有する第三者の客観的な見解であること、本件台風に関する部分の意見は、同じく一定程度の専門的知見を有すると見られる者によって行われた被申立人の側の私的鑑定の結果と相当部分において共通していること、および本件地震に係る当該の意見において示された損害割合と約款・事業規約所定の損害割合との間には、大きな懸隔があることから、信用性が高いものであると評価された。

その一方で、申立人の側からは、本件台風および本件地震によって共済金の支払事由が発生したと認めるに足りるような主張および立証は、なされなかった。

以上のことから、当審議会は、申立人の請求は認められないと判断したものである。